

セラ - ジェツウンパ

『現観莊嚴論八句義七十義決択』和訳 (2)

兵 藤 一 夫

これは『現観莊嚴論』の八句義・七十義を解説したセラ - ジェツウンパ：
bsTan bcos mngon par rtogs pa'i rgyan gyi brjod bya dngos brgyad don bdun cu
ngeṣ par 'byed pa'i thabs dam pa の和訳であり、拙訳「セラ - ジェツウンパ『現
観莊嚴論八句義七十義決択』和訳 (1)」(『仏教学セミナー』No. 69, 1999) の続編
である。

〈文献と略号〉

1. Se ra rJe btsun pa Chos kyi rgyal mtshan, *bsTan bcos mngon par rtogs pa'i rgyan gyi brjod bya dngos brgyad don bdun cu ngeṣ par 'byed pa'i thabs dam pa* (セラ寺版) (Tshulkrim Kelsang & Shunzo Onoda ed., *Textbooks of Se-ra Monastery for the Primary Course of Studies*, Biblia Tibetica 1, Kyoto, 1985, 所収) (底本) Sh. Onoda ed., *rJe btsun pa'i don bdun cu - An Introduction to the Abhisamayāṅkāra -* (Studia Asiatica No. 6, Nagoya, 1983) (テキストの異同や科文などに関して参照)
2. Se ra rJe btsun pa Chos kyi rgyal mtshan, *rGyan 'grel spyi don Rol mtsho* (ab. *RTsh*) 上・下, 青海省, 1989.
3. Dar ma rin chen, *rNam bshad snying po rgyan* (ab. *rNrG*), Gelugpa Student's Welfare Committee, Central Institute of Higher Tibetan Studies, Sarnath, 1980; Otani No. 10146.
4. Th. Stcherbatsky & E. Obermiller ed., *Abhisamayāṅkāra-prajñāpāramitopadeśa-sāstra* (ab. *AA*), Bibliotheca Buddhica, XXIII, 1929; Pek. No. 5184.
5. T. Kimura ed., *Pañcaviṃśatisāhasrikā Prajñāpāramitā IV*, (Tokyo, 1990)
6. 拙著『般若経釈 現観莊嚴論の研究』(文栄堂, 2000)

〈Ⅲ. 事智⁽¹⁾〉

1. 智慧によって有に住しない道智 (*shes pas srid la mi gnas pa'i lam shes*)

智慧 (prajñā, shes pa) によって有 (bhava, srid pa) に住しない

[AA I-10a]

ということに対して、

根本事⁽²⁾ (gzhi) の世俗に依拠して有の辺 (srid mtha') を断ずる証得の類に属する大乘の聖者の智⁽³⁾が、智慧によって有に住しない道智⁽⁴⁾の定義である。それと声聞道を知る道智は同一のものである。

それを区別すれば、声聞の証得 (nyan thos kyi rtogs)⁽⁵⁾の類に属する大乘の見道、修道、無学道の三つがある。

[有に住しない道智が存在する] 地の範囲は、大乘の見道から仏地までである。

2. 悲によって寂靜に住しない道智 (snyin rjes zhi la mi gnas pa'i lam shes)

悲 (krpā, snyin rje) によって寂靜 (śama, zhi ba) に住しない

[AA I-10b]

ということに対して、

根本事の世俗に依拠して寂靜の辺 (zhi mtha') を断ずる証得の類⁽⁶⁾に属する大乘の聖者の智⁽⁶⁾が、悲によって寂靜に住しない道智⁽⁶⁾の定義である。それと殊勝な方便 (thabs khyad par) を有した証得の類に属する大乘の聖者の智は同一のものである。

それを区別すれば、大乘の証得⁽⁷⁾の類に属する大乘の見道、修道、無学道の三つがある。

[寂靜に住しない道智の存在する] 地の範囲は、大乘の見道から仏地までである。

3. 果なる母に遠い事智 ('bras yum la ring ba'i gzhi shes)

無方便 (anupāya, thabs ma yin pa) によって遠い [AA I-10c]

ということに対して、

事智なるものであって、大悲 (snying rje chen po)⁽⁹⁾と離れて諦執 (bden 'dzin)⁽¹⁰⁾に縛られているもの⁽⁹⁾が、果なる母に遠い事智⁽¹⁰⁾の定義である。それと所対治分の事智⁽¹¹⁾は同一のものである。

〔母に遠い事智が存在する〕地の範囲は、小乗の見道から小乗の無学道までである。

4. 果なる母に近い事智 ('bras yum la nye ba'i gzhi shes)

方便 (upāya, thabs) によって遠くないこと [AA I-10d]

ということに対して、

小乗の証得の類に属する大乘の聖者の相続の智なるものであって、大悲と空性を証得する智慧によって把握されたものそれが、果なる母に近い事智の定義である。それと能対治分の事智は同一のものである。⁽¹²⁾

〔母に近い事智が存在する〕地の範囲は、大乘の見道から仏地までである。

5. 所対治分の事智 (mi mthun phyogs kyi gzhi shes)

所対治 (vipakṣa, mi mthun) [AA I-11a]

という箇所において、

事智なるものであって、殊勝な方便と智慧の二つを離れているものそれが、所対治分の事智の定義である。それと小乗の聖者の相続の諦執に縛られている事智は同一のものである。

〔所対治分の事智の存在する〕地の範囲は、小乗の見道から小乗の無学道までである。

6. 能対治分の事智 (gnyen po'i phyogs kyi gzhi shes)

能対治分 (pratipakṣa, gnyen po'i phyogs) と [AA I-11a]

という箇所において、

小乗の証得の類に属する大乘の聖者の相続の智なるものであって、殊勝な方便と智慧の二つによって把握されたものそれが、能対治分の事智の定義である。⁽¹³⁾ それと大乘の聖者の相続の事智は同一のものである。

〔能対治分の事智の存在する〕地の範囲は、大乘の見道から仏地までである。

7. 菩薩の加行 (byang sems kyi sbyor ba)⁽¹⁴⁾

加行 (prayoga, sbyor ba) と [AA I-11b]

という箇所において、

根本事である世俗の真相 (sdod lugs) の自性 (ngo bo) と属性 (khyad

par) を顛倒して執すること (phyin ci log tu zhen pa) と勝義の真相の自性と属性を顛倒して執することの能対治として修する菩薩の瑜伽行それが¹⁵⁾、事智の箇所て説かれる菩薩の加行の定義である。

それを区別すれば、¹⁶⁾(1)特質ある事物 (khyad gzhi) である色などに対する諦執 (bden zhen) を遮する加行、(2)特質 (khyad chos) である無常などに対する諦執を遮する加行、(3)功德の所依 (yon tan gyi rten) として未円満と円満に対する諦執を遮する加行、(4)諦執がないこと (bden par chags pa med pa nyid) に住することによって諦執の行 (bden zhen gyi spyod pa) を遮する加行、(5)行為の対象 (las su bya ba) ・作者 (byed pa po) ・所作 (bya ba) である果の三つに対する諦執を遮することの不変な加行、(6)勝義として作者は無であることに対する諦執を遮する加行、(7)所期の困難さ (ched du bya dka' ba) ・加行の実行の困難さ (sbyor ba bya dka' ba) ・作事の困難さ (las bya dka' ba) の三つに対する諦執を遮する加行、(8)所応のままに得られる果があることに対する諦執を遮する加行、(9)他に依拠することがないこと (gzhan la rag las pa med pa) に対する諦執を遮する加行、¹⁷⁾(10)能立 (shes byed) と喩え (dpe) によって七種の顕現に対する諦執を遮する加行の十がある。

色などに対する、その無常などに対する、その不円満と円満に対する、その無執着に対する行 [の諦執] を遮することから、加行がある。またそれ (加行) は、不変異、作者でないこと、三種の難事の加行であり、所応のごとくに果を獲得することに無効でないと認められる。そして他に依らないもの、七種の顕現による能立と [が加行である]。 [AA III-8-10ab]

と説かれているからである。

[菩薩の加行の存在する] 地の範囲は、大乘の資糧道から相続の究竟までである。

[上記の中で] 所期の困難さは、果である相智を勝義としての所期 (don dam par ched du bya ba) であると認識せずに言説としての所期 (snyad du ched du bya ba) であると証得することの困難さである。加行の実行の困難さ

は、因である道智を勝義として [の加行であると] 認識せずに言説としての相智の因の加行であると証得することの困難さである。作事の困難さは、事智を勝義として [の作事であると] 認識せずに言説としての他の所化に応じた方便の行を有したものであると証得することの困難さである。

七種の顕現の能立と喩えが [次のように] 立てられる。これら有漏の所依 (zag pa dang bcas pa'i rten) と結合したものは諦としては無である。(1)貪の習気 (mngon zhen gyi bag chags) が転変して顕現したものにすぎないからである。喩えば、夢 (rmi lam) の如くである。同じく、主題 (chos can, 有法) と所立 (bsal ba) が等しくて、(2)因と縁 (rgyu rkyen) の二つが集まって顕現したものであるからである。喩えば、幻術 (sgyu ma) の如くである。(3)諦として存在することと違逆して顕現したものであるからである。喩えば、陽炎 (smig rgyu) の如くである。(4)縁に依拠して顕現したものであるからである。喩えば、こだま (sgra brnyan) の如くである。(5)習気 (bag chags) を置くあり方で増長せずに顕現したものであるからである。喩えば、影像 (gzugs brnyan) の如くである。(6)諦として成立する所依無く顕現したものであるからである。喩えば、ガンダルバ城 (dri za'i grong khyer) の如くである。(7)作者が諦として成立せずに顕現したものであるからである。喩えば、変化 (sprul pa) の如くである。

8. 菩薩の加行の平等性 (byang sems kyi sbyor ba'i mnyam nyid)⁽¹⁹⁾

その平等性 (samatā, mnyam nyid) [AA I-11b]

という箇所において、

事物の区別 (dbye ba) と能相 (mtshan)・所相 (mtshon) と境 (yul)・有境 (yul can)⁽²¹⁾ に対する諦執を遮する智慧によって把握された菩薩の瑜伽行それが、事智の箇所⁽²⁰⁾で説かれる菩薩の加行の平等性の定義である。

区別すれば、色などの自性に対して諦としての思惟がない (bden par rlom pa med pa) 加行の平等性、その能相・所相に対して諦としての思惟がない加行の平等性、その区別に対して諦としての思惟がない加行の平等性、その境・有境に対して諦としての思惟がない加行の平等性の四つがある。

それ（加行）の平等性は色など [の自性と相と区別と有境] に対して
四種の思惟しないことである [AA III-10cd]

と説かれているからである。

[菩薩の加行の平等性の存在する] 地の範囲は、大乘の資糧道から相續の究竟までである。

9. 大乘の見道 (theg chen gyi mthong lam)²³

声聞などの見道 (drimarga, mthong ba'i lam) というのが一切智者性であると認められる。 [AA I-11cd]

という箇所において、

この箇所で [言葉で] 直接説かれる離戲論 (spros bral) を現証する諦現観それが、この箇所で [言葉で] 直接説かれる大乘の見道の定義である。²³

それを区別すれば、この箇所で [言葉で] 直接説かれる大乘の見道の智と忍の十六刹那がある、すなわち四諦それぞれに対する法智忍 (chos shes pa'i bzod pa) と法智 (chos shes pa) と類智忍 (rjes su shes pa'i bzod pa) と類智 (rjes su shes pa) との四つがある。²⁴

苦などの諦に対する法智・類智の忍・智の [十六] 刹那を本性とする
これが一切智者性の方軌における見道である。 [AA III-11]

と説かれているからである。

[大乘の見道の存在する] 地の範囲は、大乘の見道だけである。

〈Ⅳ. 相等覚加行〉

1. 能対治分の智の行相 (gnyen po phyogs kyi shes rnam)²⁵

行相 (ākāra, rnam pa) [AA I-12a]

という箇所において、

[能対治分] 自らの所対治分を断ずることができる智それが、この箇所で説かれる能対治分の智の行相の定義である。

それを区別すれば、事智の智の行相、道智の智の行相、相智の智の行相の三つがある。

行相とは、根本事（vastu）を知る [智慧の] 様相であるというのが [ここでの行相の] 定義である。一切智者性は三種であるからそれら [行相] も三種だけであると認められる。 [AA IV-1]

と説かれているからである。

事智の智の行相を区別すれば、二十七ある。無相（med pa'i rnam pa）乃至不動相（mi gYo ba'i rnam pa）の中、最初の三諦において四つずつ、道諦に依拠した事智の智の行相には十五あるからである。²⁶

[事智の行相は般若波羅蜜の] 無の行相乃至不動の行相 [の二十七] であり、それらは [最初の三] 諦に対して [それぞれ] 四つあり、道 [諦] には十五あると考えられる。

[AA IV-2]

と説かれているからである。

道智の智の行相を区別すれば、三十六ある。因である集・道諦，果である苦・滅諦に依拠した道智の智の行相は順次，八と七と五と十六種あると認められるからである。²⁷

[道智の行相は] 因（集）と道と苦と滅 [の諦] におけるものであり、それらは順次に，八と七と五と十六とであると説き明かされる。

[AA IV-3]

と説かれているからである。

相智の智の行相には百十ある。声聞に存するものに随順する相智の智の行相が三十七，菩薩に存するものに随順する相智の智の行相が三十四，不共なるものの相智の智の行相は三十九あるからである。

[相智の行相は] 念処を初めとし仏位の行相を終わりとするが，道諦に随順して [声聞・菩薩・仏陀の] 三つの一切智に分類することによって，それら（行相）は弟子たち，菩薩たち，仏陀たちに関して，順次に，三十七，三十四，三十九であると認められる。 [AA IV-4~5]

と説かれているからである。

声聞に存するものに随順する相智の智の行相は三十七ある。²⁸ 仏聖者の相続の

事物を証得する道における四念処、精進から生ずる道における四正断、三昧を完全に修する道における四神足、現観加行 (mngon par rtogs par sbyor ba) の道における五根、現観と結合した道における五力、現観道における七覚支、出離道における八支聖道があるからである。四念処がある。身念処、受念処、心念処、法念処があるからである。四正断がある。未生の不善を生じさせない正断、已生 [の不善] を断ずる正断、未生の善を生じさせる正断、已生の善を増大させる正断があるからである。四神足がある。欲神足、精進神足、心神足、思惟神足の四つがあるからである。五根がある。信根、勤根、念根、定根、慧根があるからである。五力がある。信力、勤力、念力、定力、慧力があるからである。七覚支がある。念覚支、擇法覚支、精進覚支、喜覚支、軽安覚支、定覚支、捨覚支があるからである。八支聖道がある。正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正念、正定の聖道支があるからである。

菩薩に存するものに随順する相智の智の行相は三十四ある。仏陀たる聖者の相続の三つの対治道 (gnyen po'i lam)、三つの化作道 (sprul pa'i lam)、五つの現法に安住する道 (mthong chos la bder gnas kyi lam)、九の出世間道 ('jig rten las 'das pa'i lam)、断道 (spong lam) の外的な同類のもの四つ、十の仏陀たることの道 (sangs rgyas nyid kyi lam) があるからである。三つの対治道がある。[空・無相・無願の] 三解脱門の三行相があるからである。三つの化作道がある。有色の色を観ずる解脱 (gzugs can gzugs la lta ba'i rnam thar)、無色の色を観ずる解脱 (gzugs med gzugs la lta ba'i -)、障害を断ずる浄解脱 (gegs sel sdug pa'i -) があるからである。現法に安住する五つの道がある。今生に安住する道 (tshe 'di la bde bar gnas pa'i lam) は無色の四定と滅解脱 ('gog pa'i rnam thar) があるからである。出世間道の語によって語られる類には九ある。聖者の相続の静慮の四等至、四無色定、滅尽定があるからである。四つの断道がある。法忍である無間道の行相で、対境である四諦によって撰せられた有境の、雑染を有しない四つの特質があるからである。十の仏陀たることの道がある。布施などの六波羅蜜と方便・力・願・智波羅蜜との十があるからである。

不共の相智の智の行相は三十九ある。十力、四無畏、四無礙解、十八不共仏法、真如の行相、自在者 (rang byung) の行相、仏陀たること (sangs rgyas nyid) の行相があるからである。十力がある。処非処智力、業異熟智力、種々勝解智力、種々界智力、根上下智力、至処道智力、雜染清淨智力、宿住隨念智力、死生智力、漏尽智力があるからである。四無畏がある。自利である断じたことの確信に対する無畏 (漏永尽無畏) と証得したことの確信に対する無畏 (正等覺無畏)、利他である所断の確信に対する無畏 (説障法無畏) と能対治の確信に対する無畏 (説出道無畏) があるからである。四つの無礙解がある。法無礙解、義無礙解、詞無礙解、弁無礙解があるからである。十八の不共仏法がある。⁽³¹⁾ 身の振る舞いに過失がない、⁽³²⁾ 荒々しく語ることがない、念を失することがない、心が平静でないことがない、種々性の想がない、非決択の捨がない、[以上が] 共通でない振る舞い (spyod pa ma 'dres pa) の六つである。欲を失することがない、精進を失することがない、念を失することがない、定を失することがない、智慧を失することがない、解脱を失することがない、[以上が] 共通でない証得 (rtogs pa ma 'dres pa) の六つである。身業 (sku'i phrin las) は智を先として智に隨行する、語業 (gsung gi phrin las) は智を先として智に隨行する、意業 (thugs kyi phrin las) は智を先として智に隨行する、[以上が] 共通でない業 (phrin las ma 'dres pa) の三つである。過去に対して無著無礙の智 (ma chags ma thogs pa'i ye shes)、未来に対して無著無礙の智、現在に対して無著無礙の智、[以上の] 共通でない智 (ye shes ma 'dres pa) の三つがあるからである。

[相智の智の行相の存在する] 地の範囲は、⁽³³⁾ 仏地だけである。

2. 主な加行 (gtso bo sbyor ba)⁽³⁴⁾

加行 (prayoga, sbyor ba) と [AA I-12a]

という箇所において、

この箇所において [言葉で] 直接説かれる空性を対象とする止観双運の智慧 (zhi lhag zung 'brel gyi shes rab) によって把握された菩薩の瑜伽行それが、この箇所で [言葉で] 直接説かれる主な加行の定義である。

それを区別すれば、色などに住しない加行、住することを遮する加行、甚深の加行 (zab pa'i sbyor ba), 難解の加行 (gting dpag dka' ba'i -), 無量の加行 (tshad med pa'i -), 授記を得る加行 (lung bstan thob pa'i -), 不退の加行 (phyir mi ldog pa nyid kyi -), 出離の加行 (nges par 'byung ba'i -), 無間の加行 (bar chad med pa'i -), 菩提に近い加行 (byang chub la nye ba'i -), 速やかに成仏する加行 (myur bar 'tshang rgya ba'i -), 利他の加行 (gzhan don gyi -), 勝義として不増不減であると証得する加行 (don dam par 'phel med 'grib med du rtogs pa'i -), 勝義として法不法などを見ない加行 (don dam par chos dang chos min sogs mi mthong ba'i -), 色などを不可思議であると見ない加行 (gzugs sogs bsam mi khyab mi mthong ba'i -), その色などの能相と所相の自性を諦として分別しない加行、果なる宝を布施する加行 ('bras bu rin chen sbyin byed kyi -), 清浄の加行 (rnam par dag pa'i -), 地の限界の加行 (sa mtshams kyi -) の十九があるからである。

それ(加行)は、色などに住しないことから、それら[色など]に対する[不住の]加行[の諦執]を遮することから、そ[の色など]の真如の甚深なことから、それら[色など]は難解であることから、そ[の色など]の無量なことから、長時の困苦の後に覚ることから、授記に対して、不退に対して、出離に対して、無間に対して、菩提に近いことに対して、速いことに対して、利他に対して、不増不減ということから、法・非法などを見ないことに対して、そして色など不可思議なものを見ないことに対して[あり]、そして、色などとその因相とその自性を分別しないもの、果なる宝を付与するもの、清浄なもの、限界のあるものとのである。 [AA IV-8~11]

と説かれているからである。

[主な加行の存在する] 地の範囲は、大乘の加行道の煖から相續の究竟までである。

3. 大乘の加行の功德 (theg chen gyi sbyor ba'i yon tan)⁽⁸⁹⁾

功德 (guṇa, yon tan) [AA I-12b]

という箇所において、

[功德] 自らを獲得する方便となった大乘の加行を修することによって得られた功德それが、大乘の加行の功德の定義である。

それを区別すれば、加行を修することによって魔の力を制伏するという功德 (bdud kyi mthu bcom pa'i yon tan)、仏陀が心に向け知るという功德 (sangs rgyas kyis dgongs shing mkhyen pa'i -)、仏陀が現前化するという功德 (sangs rgyas kyis mngon sum du mdzad pa'i -)、正等覚と近くなるという功德 (rdzogs pa'i byang chub dang nye ba 'gyur ba'i -)、大利益・大果・大功德・大異熟³⁹などの功德 (don che ba 'bras bu che ba phan yon che ba rnam par smin pa che ba sogs kyi-)、国土を分析するという功德 (yul spyad pa'i -)、一切の無漏の功德を円満するという功德 (zag med kyi yon tan thams cad rdzogs pa'i -)、[法を] 語る者となるという功德 (smra ba'i skyes bu nyid du 'gyur ba'i -)、所対治によって壊されないという功德 (mi mthun phyogs kyis mi phyed pa'i -)、不共の善根として生ずるという功德 (dge ba'i rtsa ba thun mong ma yin par skye pa'i -)、誓いの目的を如実に成就するという功德 (dam bcas pa'i don ji lta ba bzhin du sgrub pa'i -)、広大な果を摂取するという功德 ('bras bu rgya chen po yongs su 'dzin pa'i -)、有情利益を成就するという功德 (sems can gyi don sgrub pa'i -)、母を決定して獲得するという功德 (yum nges par 'thob pa'i -) の十四あるからである。

[加行の] 功德は魔たちの力の制伏などの十四種である。

[AA IV-12ab]

と説かれているからである。

[加行の功德の存在する] 地の範囲は、大乘の資糧道から仏地までである。

4. 加行の過失 (sbyor ba'i skyon³⁷)

過失 (doṣa, skyon) は [AA I-12b]

という箇所において、

加行が生ずる、住する、加行が円満することのいずれかに対して障害となる邪魔 (bdud las) それが、加行の過失の定義である。

それを区別すれば、大きな困難を伴って獲得すること (tshegs chen pos thob pa) 乃至不如理の対象を願うことが生ずること (yul ji lta ba bzhin ma yin par dga' ba bskyed pa) の四十六³⁸⁾ある。加行の自身の逆縁 ('gal rkyen) に依拠したものが二十、自他のいずれかに依拠した順縁 (mthun rkyen) の不完全なものが二十三、他者の逆縁に依拠したものが三つあるからである。

[加行の] 過失は十の四つと六であると了解すべきである。

[AA IV-12cd]

と説かれているからである。

[加行の過失の存在する] 地の範囲は、道に入っていない (lam ma zhugs) ところから第七地までである。

5. 道の般若波羅蜜の瑜伽行³⁹⁾ (lam sher phyin gyi rnal 'byor)

相 (lakṣaṇa, mtshan nyid) と [AA I-12c]

という箇所において、

[道] 自らの獲得対象となった果の般若波羅蜜 ('bras bu sher phyin) を獲得する方便となった止観双運によって把握された菩薩の瑜伽行それが、道の般若波羅蜜の瑜伽行の定義である。

それを区別すれば、智の相 (shes mtshan), 殊勝の相 (khyad mtshan), 作用の相 (byed mtshan), 自性の相 (ngo bo nyid mtshan) の四つ⁴⁰⁾がある。

[加行を] 特質づける、その相が知られるべきである。それは智と殊勝と作用の三種である。そして [その相によって] 特質づけられる自性が [知られるべきである。] [AA IV-13]

と説かれているからである。

[道の般若波羅蜜の瑜伽行の存在する] 地の範囲は、大乘の資糧道から相統の究竟までである。

6. 大乘の順解脱分⁴¹⁾ (theg chen gyi thar pa cha mthun)

順解脱分 (mokṣabhāgīya, thar pa'i cha dang mthun pa) と

[AA I-12c]

という箇所において、

相智自らを相続に成就することに熟達した菩薩の相続の法現観（chos mngon rtogs⁴²）それが、この箇所では「言葉で」直接説かれる大乘の順解脱分の定義である。

それを区別すれば、この箇所では「言葉で」直接説かれる大乘の順解脱分は、下、中、上品の三つがある⁴³。

〔大乘の順解脱分の存在する〕地の範囲は、大乘の資糧道だけである。

7. 大乘の順決択分（theḡ chen gyi nges 'byed cha mthun⁴⁴）

順決択分（nirvedhabhāḡya, nges par byed pa'i cha dang mthun pa）

[AA I-12c]

という箇所において、

主に方便分によって殊別された大乘の義現観⁴⁵それが⁴⁶、この箇所では「言葉で」直接説かれる大乘の順決択分の定義である。

それを区別すれば、ここで説かれる大乘の加行道である煖など四つがある⁴⁷。

〔大乘の順決択分の存在する〕地の範囲は、大乘の加行道だけである。

8. 不退の徴相を得た菩薩衆（phyir mi ldog pa'i rtags thob pa'i byang sems kyi dge 'dun⁴⁸）

有学的不退の衆（avaivartikagaṇa, phyir mi ldog pa'i tshogs）

[AA I-12d]

という箇所において、

色などに対する諦執の現行（bden zhen mngon 'gyur ba）を遠離する（ldog pa）などの四十四の徴相（rtags）のいずれかを獲得した菩薩それが、不退の徴相を得た菩薩衆の定義である。

それを区別すれば、加行道の者であって不退の徴相を得た〔菩薩〕衆、見道の者であって不退の徴相を得た〔菩薩〕衆、修道の者であって不退の徴相を得た〔菩薩〕衆の三つがあるからである。⁴⁹

色などからの遠離などの二十種の徴相が語られることによって、順決択分に住した〔利根の有情の〕この不退の相がある。

[AA IV-38~39]

と説かれているからである。

[不退の徴相を得た菩薩衆の存在する] 地の範囲は、大乘の加行道の煖から相續の究竟までである。

9. 有と寂靜の平等性の加行 (srid zhi mnyam nyid kyi sbyor ba)⁵⁰

有と寂靜の平等性 (bhavaśāntisamatā, srid dang zhi ba mnyam nyid) [AA I-13a]

という箇所において、

有と寂靜を諦空として現証する智慧によって把握されることによって後得の階位 (rjes thob kyi gnas skabs) において諦執 (bden 'dzin) が現行する機会を完全に断ずる清淨地の瑜伽行 (dag sa'i rnal 'byor) それか^s、有と寂靜の平等性の加行の定義である。

それを区別すれば、空性を現証する三つの清淨地の三つの智がある。⁵¹

[有と寂靜の平等性の加行の存在する] 地の範囲は、三つの清淨地である。

10. 国土清淨の加行 (zhing dag sbyor ba)⁵²

無上の国土清淨 (kṣetraśuddhi, zhing dag) [AA I-13b]

という箇所において、

自分が成仏するであろう (sangs rgyas 'gyur) その特別な国土 (zhin khyad par can) を成就する誓願などの善根 (smon lam la sogs pa'i dge ba'i rtsa ba) を自らの相續において可能にする力を有した者となる清淨地の瑜伽行それが、国土清淨の加行の定義である。

それを区別すれば、空性を現証する三つの清淨地の三つの智である。

[国土清淨の加行の存在する] 地の範囲は、三つの清淨地である。

11. 方便善巧の加行 (thabs mkhas sbyor ba)⁵³

そして方便善巧 (upāyakauśalya, thabs mkhas), これか^s

[AA I-13d]

という中、

粗大な努力 ('bad rtsol rags pa) を静めることにより行為を無功用に成就する (lhun gyi grub pa) 清淨地の瑜伽行それが^s、方便善巧の加行の定義である。

それを区別すれば、(1)四つの魔 (bdud) を凌駕する方便善巧加行、(2)勝義に住せず世俗 (tha snyad, 言説) に住する方便善巧加行、(3)利他が以前の誓願の力によって引発させられる方便善巧加行、(4)不共なる方便善巧加行、(5)一切法諦無自性の方便善巧加行、(6)諦として不可得の方便善巧加行、(7)無相の方便善巧加行、(8)無願の方便善巧加行、(9)不退の徴相による方便善巧加行、(10)無量の方便善巧加行の十がある。

対境とそれの加行は、敵を凌駕すること、住しないこと、引発のままであること、不共なる相、執着しないこと、了得しないこと、因相と願の減尽、それ(不退転)の徴相、無量であることの十種であり、[それらが] 方便善巧 [加行] である。 [AA IV-62~63]

と説かれているからである。

[方便善巧の加行の存在する] 地の範囲は、三つの清浄地である。

〈V. 頂加行⁵⁴〉

1. 煖頂加行 (drod rtse sbyor)⁵⁵

その徴相 (linga, rtags) と [AA I-14a]

という箇所において、

頂加行を獲得する十二の徴相⁵⁶のいずれかを獲得した大乘の最初の順決択分それが、煖頂加行の定義である。

それを区別すれば、煖頂加行の下・中・上品の三つがある。

[煖頂加行の存在する] 地の範囲は、大乘の加行道の煖だけである。

2. 頂頂加行 (rtse mo'i rtse sbyor)⁵⁷

増大 (vivṛddhi, rnam par 'phel ba) と [AA I-14a]

という箇所において、

三千 [大千世界] の有情 [の数] と等しい仏陀を讃嘆することよりも一層功德を増大する十六⁵⁸を獲得する大乘の二番目の順決択分それが、頂頂加行の定義である。

それを区別すれば、頂頂加行の下・中・上品の三つがある。

[頂頂加行の存在する] 地の範囲は、[大乘の加行道の] 頂だけである。

3. 忍頂加行 (bzod pa'i rtse sbyor)⁵⁹

堅固さ (nirūḍhi, nges par brtan pa) と [AA I -14b]

という箇所において、

三智に完全に随順する智慧と利他に対して不変な堅固さを獲得する大乘の三番目の順決択分それが、忍頂加行の定義である。

それを区別すれば、忍頂加行の下・中・上品の三つがある。

[忍頂加行の存在する] 地の範囲は、[大乘の加行道の] 忍だけである。

4. 世第一法頂加行 (chos mchog gi rtse sbyor)⁶⁰

心安住 (cittasaṃsthiti, sems kun du gnas pa) と [AA I -14b]

という箇所において、

[世第一法] 自らの果となる大乘の見道を生ずる能力が熟する分によって究竟の三昧 (ting nge 'dsin mtha' las 'das pa) に心が安住することを獲得する大乘の四番目の順決択分それが、世第一法頂加行の定義である。

それを区別すれば、世第一法頂加行の下・中・上品の三つがある。

[世第一法頂加行の存在する] 地の範囲は、[大乘の加行道の] 世第一法だけである。

5. 見道頂加行 (mthong lam rtse sbyor)⁶¹

見というもの (darśanākhyā, mthong zhes bya) と [AA I -14c]

という箇所において、

見所断 (mthong spang) の分別の種子の体 (rtog pa'i sa bon gyi dngos) を対治する類に属する大乘の諦現観それが、見道頂加行の定義である。

それを区別すれば、大乘の見道の根本と後得 (mnyam rjes) の二つがある。⁶²

[見道頂加行の存在する] 地の範囲は、大乘の見道だけである。

6. 修道頂加行 (sgom lam rtse sbyor)

修という道 (bhavanākhyā-pratipatti, sgom pa zhes bya ba'i lam)

はそれぞれに四種の分別の四種の能対治と [AA I -14d, 15ab]

という箇所において、

修所断 (sgom spang) の分別の種子の体を対治する類に属する大乘の随現観それが、修道頂加行の定義である。

それを区別すれば、下下品など九つがある。

[修道頂加行の存在する] 地の範囲は、[大乘の] 修道だけである。

7. 無間頂加行 (bar chad med pa'i rtse sbyor)⁶³

無間三昧 (ānantaryasamādhi, bar chad med pa'i ting nge 'dzin) と

[AA I-15c]

という箇所において、

三智を撰して修する大乘の資糧道から転成した (rab tu gyur pa) 智慧によって把握された究竟の菩薩の瑜伽行 (sems dpa'i rnal 'byor mthar thug) であり、[無間三昧] 自身の果となる相智を直接生じさせるものそれが、無間頂加行の定義である。

それと相続の究竟の智 (rgyun mtha'i ye shes) とは同一のものである。

8. 誤認 (log sgrub)⁶⁴

誤認 (vipratipatti, log par rtog pa) とが頂現観である

[AA I-15d, 16a]

という箇所において、

ここに説かれる二諦を一つの本質にまとめることは不合理であると捉えることの種子 (sa bon) と現行 (mngon gyur ba) のいずれかに撰せられるものそれが、ここで説かれ明らかにされるべき誤認の定義である。

それを区別すれば、(1)所縁が合理であること (dmigs pa 'thad pa) に対して誤認すること、(2)所縁の本性 (dmigs pa'i ngo bo nyid) を定立することに対して誤認すること、(3)一切相智者性の智 (rnam pa thams cad mkhyen pa nyid kyi ye shes) に対して誤認すること、(4)二諦 (bden pa gnyis) に対して誤認すること、(5)加行 (sbyor ba) に対して誤認すること、(6)(7)(8) [仏・法・僧の] 三宝 (dkon mchog gsum) に対して誤認すること、(9)方便善巧 (thabs mkhas) に対して誤認すること、(10)牟尼の現観 (thub pa'i mngon rtogs) に対して誤認すること、(11)顛倒 (phyin ci log) に対して誤認すること、

(12)道 (lam) に対して誤認すること, (13)(14)所対治と能対治 (mi mthun phyogs dang gnyen po) に対して誤認すること, (15)法相 (chos kyi mtshan nyid) に対して誤認すること, (16)修習 (sgom pa) に対して誤認することの十六がある。

論難者たちの誤認は、正しい所縁、その [所縁の] 自性の決定、一切相智者性の智、勝義と世俗、加行、[仏・法・僧の] 三宝、方便、牟尼の正観、顛倒、道、能対治、所対治、[自・共] 相、修習に対する十六であり、一切相智者性を所依とするものであると考えられる。

[AA V-40~42]

と説かれているからである。

[誤認の存在する] 地の範囲は、道に入っていないところから第七地までである。

〈VI. 次第加行⁶⁵〉

1. 布施波羅蜜次第加行 (sbyin pa'i phar phyin gyi mthar gyis sbyor ba) ~
13. 無自性次第加行 (dngos med ngo bo nyid -)

次第のもの (anupūrvika, mthar gyis) は三種と十種である

[AA I-16ab]

という箇所において、

次第加行はその能表の法 (mtshon byed kyi chos) に十三ある。布施波羅蜜次第加行 (sbyin pa'i phar phyin gyi mthar gyis sbyor ba) 乃至般若波羅蜜次第加行 (shes rab kyi -) の六つ、仏隨念次第加行 (sangs rgyas rjes su dran pa'i -), 法隨念次第加行 (chos -), 僧隨念次第加行 (dge 'dun -), 戒隨念次第加行 (tshul khriims -), 施隨念次第加行 (gtong ba -), 天隨念次第加行 (lha -), 無自性次第加行 (dngos med ngo bo nyid -) とがあるからである。

かの次第 [加] 行は、布施乃至般若 [の六波羅蜜]、仏陀などに対する念 (六隨念)、法の無自性とによって [十三であると] 考えられる。

[AA VI-1]

と説かれているからである。

[次第加行の存在する] 地の範囲は、大乘の資糧道から相続の究竟の前までである。

〈VII. 一刹那加行⁶⁶〉

一刹那加行 (skad cig ma'i sbyor ba)

一刹那現等覺 (ekakṣaṇābhisambodha, skad cig ma gcig gis mngon rdzogs byang chub pa) は相に四種ある [AA I-16bcd]

という箇所において、

1. 不異熟の一刹那加行 (rnam par smin pa ma yin pa'i skad cig ma'i sbyor ba)

所作成就 (bya rdzogs) の刹那の短い中で無漏の不異熟の一つの法が現行するとき、それと同類のものをも現行する智慧に把握されることによって所知障 (shes sgrib) なるものを対治することになる菩薩の瑜伽行それが、不異熟の一刹那加行の定義である。

2. 異熟の一刹那加行 (rnam par smin pa'i skad cig ma'i sbyor ba)

所作成就の刹那の短い中で無漏の異熟の一つの法が現行するとき、それと同類のものをも現行する智慧に把握されることによって所知障なるものを対治することになる菩薩の瑜伽行それが、異熟の一刹那加行の定義である。

3. 無相の一刹那加行 (mtshan nyid med pa'i skad cig ma'i sbyor ba)

空性を現証する智慧に把握されることによって所知障なるものを対治することになる菩薩の瑜伽行それが、無相の一刹那加行の定義である。

4. 不二の一刹那加行 (gnyis su med pa'i skad cig ma'i sbyor ba)

所取・能取は別な実体として空であると現証する智慧に把握されることによって所知障なるものを対治することになる菩薩の瑜伽行それが、不二の一刹那加行の定義である。

それら四つが [一刹那に認められるのは] 肯定的遍充 (yin khyab mnyam)⁶⁷ であるからである。

[一刹那加行の存在する] 地の範囲は、相続の究竟だけである。

68
〈Ⅷ. 法身〉

1. 自性身 (ngo bo nyid sku)

自性の (svābhāvika, ngo bo nyid) と [AA I-17a]
という箇所において、

二つの清浄を有した究竟の界 (dbyings mthar thug) それが、自性身の定義である。

それを区別すれば、自性 (rang bzhin) が清浄分 (rnam dag gi char) となった自性身と客塵 (blo bur) が清浄分となった自性身の二つがある。

[自性身の存在する] 地の範囲は、仏地だけである。

2. 受用身 (longs sku)

受用の (sāmbhoga, longs rdzogs) と [AA I-17a]
という箇所において、

五決定 (nges pa lnga) を有した色身の究竟したもの (gzugs sku mthar thug) それが、受用身の定義である。

五決定とは、処決定 (gnas nges pa) は色究竟天 ('og min) だけに住することであり、身決定 (sku nges pa) は完全に円満した相好 (mtshan dpe) によって飾られることであり、輪決定 ('khor nges pa) はすべての菩薩聖者たちによって取り巻かれることであり、法決定 (chos nges pa) は大乘の法 (theg chen gyi chos) だけを説くことであり、時決定 (dus nges pa) は輪廻の限り不空 (ma stong) の中に住することである。

[受用身の存在する] 地の範囲は、仏地だけである。

3. 変化身 (sprul sku)

さらに別な変化の (nairmāṇika, sprul pa) と [AA I-17b]
という箇所において、

五決定を有せずに顕了した完全な究竟の色身それが、変化身の定義である。

それを区別すれば、事変化身 (bzo bo sprul sku), 生変化身 (skye ba sprul sku), 勝変化身 (mchog gi sprul sku) の三つがある。

[変化身の存在する] 地の範囲は、仏地だけである。

4. 智法身 (ye shes chos sku)

作用を有した法身 (sakartradharmakaya, chos sku mdzad pa dang bcas pa) が四種として語られる。 [AA I-17cd]

という箇所において、

如所有 (ji lta ba) と尽所有 (ji snyed pa)⁶⁹⁾ に関して観察する究竟の智それが、智法身の定義である。

それを区別すれば、仏地の無漏智 (zag med ye shes) の集まり二十一がある。

[智法身の存在する] 地の範囲は、仏地だけである。

自らの相続となる智法身たる増上縁 (bdag rkyen) になったものから生じた白法の功德 (rnam dkar kyi yon tan) それが、智法身の作用の定義である。

それを区別すれば、所作 (bya ba) たる対境に存する作用 ('phrin las) と能作者 (byed pa po) に存する作用の二つがあつて、最初のもは所化の相続 (gdul bya'i rgyud) の善の如くであり、二番目のものは仏陀聖者自らの相続 (sangs rgyas 'phags rang rgyud) に撰せられる善の如きものに対して言われる。

それを細かく分類すれば、作用は二十七⁷¹⁾ある。

[作用の存在する] 地の範囲は、道に入っていないときから仏地までである。

結語 (sdom tshig)

七十義の結論は、十と十一と九と十一と八と十三と四と四⁷²⁾である。

〈完〉

註

- (1) 事智は無我の智慧によって把握された智であつて声聞・独覚の証得の類に属するものであるが、『現觀莊嚴論』の事智の章で言葉で直接に説かれるものは菩薩の修習すべきものであり、菩薩の智である場合が多い。その場合、声聞・独覚に属する事智は、そこに説かれている菩薩の智に相反するものとして間接的に説示されていると考えるのである。タルマリンチェンは、事智は菩薩の道智の支分として解説されることを述べる。また、科文において「道智を清浄にする支分である事智」とも

- 呼ぶ。拙著pp. 132-137, 335参照。
- (2) 根本事とは二諦や四諦十六行相などのことで、ここでは言語表現された勝義の世俗諦に関している。しかし蘊・処・界などに撰せられる一切の事物と考えることも可能である。事智の第7項目「加行」を参照。
 - (3) この智は事智の項目として述べられているが、言葉で直接示されているものは菩薩の智である。註(1)参照。
 - (4) 道智の項目の第2項(Ⅱ-2)「声聞道を知る道智」のことである。
 - (5) この「有の辺を断ずる証得の類」は声聞の証得すべきものであるので、「声聞の証得の類」である。
 - (6) この智は事智の項目として述べられているが、言葉で直接示されているものは菩薩の智である。註(1)参照。
 - (7) この「寂静の辺を断ずる証得の類」は慈悲の少ない声聞にはあり得ないので、「大乘の証得の類」である。
 - (8) 果の般若波羅蜜のことで、究竟の智である。
 - (9) これは事智、即ち小乗の証得の類、を直接示しているからである。
 - (10) 方便とは大悲の具体的な現れであるから、方便を有しないことは大悲を有しないことになる。
 - (11) 事智の第5項目として説かれるもの。
 - (12) 事智の第6項目として説かれるもの。
 - (13) タルマリンチェンによれば、所対治分と能対治分の事智の区別は事智自身が殊勝な慈悲と智慧によって把握されているかどうかによってなされる。詳しくは拙著p. 134, 273参照。
 - (14) 所対治分・能対治分の二つの事智を知った後、能対治分の事智を獲得するための菩薩の加行が説かれる。
 - (15) タルマリンチェンと同様の定義である。ここに説かれる加行が菩薩のものであることについては、拙著pp. 134-135, 273-274参照。註(1)参照。
 - (16) タルマリンチェンによれば、以下の10を、(1)~(4)は対境、(5)~(7)は自性、(8)~(9)は作事、(10)は能知の喩例によるものとして四つに分ける。拙著p. 135参照。
 - (17) 能証 (sgrub byed) あるいは証因 (rtags) と同じ意味である。
 - (18) 以下の命題に対しても、主題(有漏の所依と結合したもの)と所立(諦としての無)は同じである。
 - (19) 菩薩の加行は平等性によって修習されるべきであるから、続いて加行の平等性が説かれる。
 - (20) Onoda (1983) は dbye na となっているが、他の版やタルマリンチェンの定義を参照して dbye ba とする。
 - (21) 有境とは境を捉える識のことである。
 - (22) 続いて、加行の修習の結果である見道が説かれる。
 - (23) タルマリンチェンと同様の定義であるが、彼は、智と見によって越えられるべきものとしての声聞・独覚の見道がここで間接的に説かれていることを付言している。

拙著p. 137参照。

- (24) 無常など四諦の十六行相と関連づけながらも、その内容は声聞・独覚のそれとは大いに異なっている。詳しくは拙著pp.136-137参照。
- (25) 相智・道智・事智の三つに対して自在となるためにそれらすべての行相を修習しようとして、初めに三智の行相がまとめて説かれる。
- (26) 『二万五千頌般若経』に、無 (asat)・等 (samatā)・離 (viveka)・不壞 (anavamardaniya)・無彼岸 (apada)・虚空 (akāśa)・不可説 (apavyāhāra)・無名 (anāma)・不去 (agamana)・無移 (asamhārya)・不滅 (akṣaya)・不生 (anutpatti)・無作 (akāraka)・無知 (ajānaka)・不到 (asaṃkranti)・不失 (avinaya)・夢 (svapna)・響 (pratiśrutkā)・影 (pratibhāsa)・陽炎 (marīci)・幻術 (māya)・不雜染 (asaṃkleśa)・不清淨 (avyavadāna)・不染 (anupalepa)・無戲論 (aprapañca)・無念 (amanāna)・不動 (acala) の二十七が説かれている。Kimura(1990) pp. 1-3, 拙著 pp. 137-138 参照。
- (27) 『二万五千頌般若経』に、離貪 (virāga)・無等起 (asthāna)・寂滅 (śānta)・無貪 (arāga)・無瞋 (adoṣa)・無痴 (amoha)・無煩惱 (niḥkleśa)・無衆生 (niḥsattva)・無斷 (apramāṇa)・無二邊 (antadvayanupagama)・不壞 (asaṃbhinnā)・無取着 (aparāmṛṣṭa)・無分別 (avikalpa)・無量 (aprameya)・無執着 (asaṅga)・無常 (anitya)・苦 (dukkha)・空 (śūnya)・無我 (anātman)・無相 (alakṣaṇa)・内空 (adyātmaśūnyatā)・外空 (bahirdhāśūnyatā)・内外空 (adhyātmbahirdhāśūnyatā)・空空 (śūnyatāśūnyatā)・大空 (mahāśūnyatā)・勝義空 (paramārthaśūnyatā)・有為空 (saṃskṛtaśūnyatā)・無為空 (asaṃskṛtaśūnyatā)・畢竟空 (atyantaśūnyatā)・無際空 (anavarāgaśūnyatā)・無散空 (anavakāraśūnyatā)・本性空 (prakṛtiśūnyatā)・一切法空 (sarvadharmāśūnyatā)・自相空 (svalakṣaṇaśūnyatā)・不可得空 (anupalambhaśūnyatā)・無自性空 (abhavasvabhāvaśūnyatā) の三十六が説かれている。Kimura (1990) pp. 3-5, 拙著 pp. 137-138 参照。
- (28) いわゆる三十七菩提分法である。
- (29) Onoda (1983) p. 41 は *lus dran pa nyer gzhag/ tshor ba dran pa nyer gzhag/ sems dran pa nyer gzhag/ chos dran pa nyer gzhag rnam su yod pa'i phyir/ yang dag spong ba bzhi yod de/* の部分が脱落している。
- (30) 三つの化作道と五つの現法に安住する道を順に合わせると八解脱となる。つづく出世間道の九は九次第定である。拙著 p. 185 註72参照。
- (31) 十八不共仏法は一般には仏に特有の十力・四無畏・三念住・大悲の十八を言うが、ここでは以下に述べられるような項目を指す。
- (32) 『藏漢大辞典』によれば、身無失誤は如来の十八不共法の一つで、声聞などは身・口・意によって業を造作し過失があるが、仏陀にはそのようなことはない。
- (33) この地の範囲は相智に関するものだけについて述べられたものであろう。
- (34) 三智の行相の後、それらを修習する加行が説かれる。
- (35) 次に加行の功德が説かれる。加行の功德を先に見ておけば、加行がよく修習され

- るからである。
- (36) 大利益とは仏陀と離れないこと、大果とは仏陀たること、大功德とは善趣に生まれること、大異熟とは利他に入ることである。
- (37) 次に加行の過失が説かれる。それらの障害を除去することにより加行を修習すべきであるからである。
- (38) 詳細は拙著 pp. 141-143 参照。
- (39) 加行の功德を取得し過失を捨することにより加行が修習されるべきであるが、それにはまず加行の相(特質)が知られるべきである。加行の相は道の般若波羅蜜である。本論の初めにおいて、般若波羅蜜は名目上、自性・典籍・道・果の四つに分けられる。
- (40) 智の相は三智の加行を表示するもので、三智それぞれに十六ある。殊勝の相は声聞・独覚の加行より勝れたものであることを表示するもので、四諦それぞれに四つある。作用の相は利他を成就する殊別された作用を伴った加行を表示するもので、事智に関して三つ、道智に七つ、相智の一つある。自性の相は加行の所相であり、事智に四つ、道智に五つ、相智に七つある。詳しくは拙著 pp. 143-148 参照。
- (41) 次に善根が異熟した所依の心相続に加行が生ずる順序のままにその階位が説かれる。まず、三阿曾祇劫に亘る正覚道の初めとして順解脱分が説かれる。
- (42) 法現観とは資糧道における現観で、聞所成慧によるものである。
- (43) タルマリンチェンは信・精進・憶念・三昧・般若の五つの善巧に分ける。詳しくは拙著 p.149 参照。
- (44) 続いて相続を熟させる道が生ずる階位である順決択分が説かれる。
- (45) Onoda (1983) p. 48 のこの箇所「skabs 'dir dngos su bstan pa'i (この箇所直接説かれる)」は不要であると思われる。
- (46) 義現観とは加行道における現観で、思と修所成慧によるものである。
- (47) タルマリンチェンは煖・頂・忍・世第一法にそれぞれ下・中・上品があって合計十二とする。
- (48) 次に順決択分に依拠して殊勝な現観が相続に生ずることにより無上の覚りへの流れから退転しない者となることが説かれる。
- (49) タルマリンチェンは、加行道では利根の菩薩、見道では中根の菩薩、修道では鈍根の菩薩がこの徴相を獲得するが、その徴相はそれぞれ順に二十、十六、七つであるとする。詳しくは拙著 pp. 150-153 参照。
- (50) 次に果である三身(法身・受用身・変化身)を獲得するための修道の最終段階が説かれる。その中、まず法身の因として、有と寂靜(輪廻と涅槃)の平等性の加行が説かれる。
- (51) 三清浄地とは第八・九・十地である。
- (52) 次に受用身の因として、仏国土清浄加行が説かれる。
- (53) 次に変化身の因として、方便善巧の加行が説かれる。
- (54) 三智の相等覚加行の獲得には修習が増上となって最勝究竟の証得が生ずることが必要であるから、頂加行が説かれる。

- 55) 頂加行獲得の徴相などを知ればその理解が容易となるから、最初に徴相などが説かれる。徴相は大乗の加行道の最初の煖位である。
- 56) 十二の徴相については拙著 p. 156 参照。
- 57) 頂加行に住する菩薩は次いで十六の増大の本性を獲得する。それは大乗の加行道の頂位である。
- 58) 十六の増大については拙著 pp. 156-157 参照。
- 59) 次に菩薩は堅固さを獲得する。それは大乗の加行道の忍位である。
- 60) 次いで菩薩は心安住に至る。それは大乗の加行道の世第一法位である。
- 61) 菩薩は心安住の直後に見道を獲得するから、次に見道が説かれる。
- 62) タルマリンチェンによれば、見道の根本とは見所断の分別を苦法智忍の一刹那で断ずることで、後得とはその後に獅子奮迅の三昧に入って縁起を順と逆に観察することである。rNrG pp. 507-509 参照。
- 63) 修道の直後に無間頂加行がある。これは相続の究竟の刹那の無間三昧であり、直後に仏陀たることに至る。
- 64) 無間頂加行が生ずるためにはその障害を除去する必要がある。その障害が誤認である。
- 65) 頂加行を獲得した菩薩は、その修したものをさらに堅固にするために、同じ三智のすべての行相を修習の次第のままに修習することが必要であるから、次に次第加行が説かれる。ここでは一つにまとめて説かれているが、七十義の項目としては十三に分けられる。
- 66) 次第加行の修習が究竟に至った刹那は殊勝な刹那であり、特に別立されて一刹那加行と言われる。この直後に法身を獲得するのである。
- 67) 肯定的遍充は「……であれば必ず……である」という肯定的必然関係である。これに対して否定的遍充（随伴）は「……がなければ必ず……が起こらない (med na mi 'byung nges pa)」という否定的必然関係である。
- 68) 一刹那加行を修した直後の刹那に法身が生ずる。法身は自性身などの四つに分類される。本性として自性身と別ではないが、世俗として別に設定されるのである。
- 69) 「如所有」とは「あるがまま」であり、「甚深 (zab che)」と相応し、「尽所有」とは「あらん限り」であり、「廣大 (rgya che)」と相応する。拙著 p. 283 註(3)参照。
- 70) Onoda (1983). p. 57 は rgyur gyur となっているが、rgyud とすべきであろう。
- 71) 二十七の作用については拙著 pp. 170-171 参照。
- 72) 八句義のそれぞれの項目の数を列挙したもので、合計が七十となる。